

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月三日第三種郵便物認可

鳥取県公報

規則 目次

(取扱品目及び業務)
第二条 魚市場においては、次の各号に掲げる品目に
ついて卸売の業務を行なうものとする。
 一 生鮮水産物
 二 加工水産物

(取引の方法)
第三条 魚市場において行なう取引は、現品につい
て、せり売又は入札の方法によるものとする。ただ
し、次の各号の一に該当する場合においては、この限
りでない。

- 一 品種により、せり売又は入札の方法による販売
が不適当であるとき。
- 二 数量が多過ぎ、又は到着が遅れたため、せり売
又は入札の方法による販売が困難であるとき。
- 三 その他知事が必要と認めるとき。

鳥取県規則第四十六号

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県營境港魚市場管理規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県營境港魚市場(以下「魚
市場」という。)の維持管理及び業務に關し必要な事

第四条 魚市場の開場時間は、午前四時から午後六時

までとする。ただし、知事は、必要があると認めると
きは、これを変更することができる。

2 魚市場の休日は、次のとおりとする。ただし、知
事は、必要があると認めるときは、臨時に休場し、
又は開場することができる。

一 一月一日から一月三日まで

二 每大陰曆月十七日

(卸売人の許可)

第六条 魚市場を使用して卸売業務を営もうとする者
は、様式第一号による卸売人許可申請書に次の各号に
定める書類を添えて提出し、知事の許可を受けなければ
ならない。

(使用料納付期限等)

第五条 鳥取県営境港魚市場使用料条例(昭和三十七

年七月鳥取県条例第三十四号。以下「条例」とい

う。) 第一条に規定する使用料の納付期限は、次の各

号によるものとする。

一 条例別表の水産物販売のための使用によるもの
は、その使用の日の属する月分をまとめて、その
号によるものとする。

二 条例別表の水産物の荷さばきのための使用によ
るものは、その使用の日から十日を経過した日
翌月十五日。

2 第八条の規定により許可を取り消された者は第

九条の規定による届出をした者は、その取消しのあ
つた日又は届出の日から十日以内にそれまでの使用

料を納付しなければならない。

一 業務規程

二 法人にあっては定款

三 最近の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損
益計算書及び利益金処分書又は欠損金処理書

四 法人にあっては、登記簿謄本及び出資者名簿、
個人にあっては、身分証明書及び履歴書

五 様式第二号による誓約書

六 その他知事が必要と認める書類

2 第項第一号に規定する業務規程には、次の各号に
掲げる事項を規定しなければならない。

一 その他知事が必要と認める書類

2 第項第一号に規定する業務規程には、次の各号に
掲げる事項を規定しなければならない。

00077

(第3種郵便
物認可)

3 昭和37年9月15日 土曜日 鳥取県公報 (号外)第76号

00076

(第3種郵便
物認可) 2

昭和37年9月15日 土曜日 鳥取県公報 (号外)第76号

00077

(第3種郵便
物認可)

3 昭和37年9月15日 土曜日 鳥取県公報 (号外)第76号

00076

(第3種郵便
物認可) 2

00077

(第3種郵便
物認可)

3 昭和37年9月15日 土曜日 鳥取県公報 (号外)第76号

00076

(第3種郵便
物認可) 2

提出しなければならない。

(許可の取消等)

第八条 知事は、卸売人が次の各号の一に該当すると
きは、その者に対し、その許可を取り消し、又は必要
な措置を命ずることができる。

一 この規則の規定若しくはこれに基づく知事の処
分に違反し、又は業務に關し著しく不当な行為が
あつたとき。

二 使用料の納付その他魚市場の使用に關し、県に
對し負担する債務の履行をおこなつたとき。

三 第六条第三項第一号又は第二号に該当するに至
つたとき。

2 前項に規定する処分により生じた損害について
は、知事は、その賠償の責を負わない。

4 第一項の許可の期間は、五年以内とする。

(荷さばきのための使用願)

第七条 魚市場を使用して水産物の荷さばきをしよう

とする者は、様式第三号による魚市場使用願を知事に

(卸売人の辞退)

第九条 卸売人が魚市場における卸売の業務を廃止し
ようとするときは、様式第四号による卸売人辞退届を
提出して知事に届け出なければならない。

(き損又は滅失の届出)

第十一条 魚市場の施設をき損し、又は滅失した者は、ただちに様式第五号によるき損又は滅失届を知事に提出し、その指示を受けなければならない。
(仲買人及びせり人の届出)

第十二条 卸売人は、その所属する仲買人及びせり人を指定したときは、様式第六号による届出書を提出して

知事に届け出なければならない。

(兼職禁止)

第十三条 卸売人若しくは仲買人である法人の役員又はそれらの従業員は、仲買人若しくは仲買人である法人の役員又はそれらの従業員を兼ねることができない。

(届出)

第十四条 卸売人は、次の各号の一に該当するときは、ただちに知事に届け出なければならない。

「仲買人又はせり人の指定を取り消したとき。

二 業務規程を変更したとき。

三 法人について定款又は登記事項に変更があつたとき。

(監督)

第十五条 知事は、卸売人、仲買人又はせり人が前各項の規定に違反したときは、期間を指定して当該卸売人、仲買人又はせり人の業務を停止させることができる。

第十六条 卸売人は、正当な理由なくして、第二条に規定する取扱物品以外のものを売買してはならない。

第十七条 知事は、魚市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため、必要があると認めるときは、卸売人、仲買人又はせり人の業務を停止させることができる。

第十八条 卸売人は、その日の取引の数量及び価格を知事に報告しなければならない。

(報告及び検査)
2 知事は、この規則の目的を達成するため必要があると認めるときは、卸売人若しくは仲買人に對し、それらの業務に關し、適當な措置を講ずることを命じ、若しくは必要な指示をすることができる。

(監督)

第十九条 知事は、必要があると認めたときは、魚市場に立ち入ることを禁止し、又は制限することができます。

第二十一条 知事は、必要があると認めたときは、魚市場の場所を守らなければならない。

第二十二条 知事は、必要があると認めたときは、魚市場に搬入する搬入物につき廢物又は汚物が生じた場合は、速やかに魚市場外に搬出して処理しなければならないこと。

第二十三条 知事は、必要があると認めたときは、魚市場の場所を守らなければならない。

たとき。

(財産目録等の報告)

第十四条 卸売人は、毎年(法人にあっては毎事業年度)財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益金処分書又は欠損金処理書を知事に提出しなければならない。

(販売手数料)

第十五条 卸売人が委託者から收受する販売手数料は、売上金額の百分の六以内において知事の承認を得て、これを定めなければならない。

(業務上の禁止行為)

第十六条 卸売人は、正当な理由なくして、第二条に規定する取扱物品以外のものを売買してはならない。

2 卸売人又はせり人は、販売の委託者又は仲買人と氣脈を通じて不当な行為をしてはならない。

3 仲買人は、談合その他の不正な行為をしてはならない。

(立入制限)

第十七条 知事は、必要があると認めたときは、魚市場に立ち入ることを禁止し、又は制限することができます。

第十八条 知事は、必要があると認めたときは、魚市場の場所を守らなければならない。

(禁止行為等)

第十九条 知事は、必要があると認めたときは、魚市場に搬入する搬入物につき廢物又は汚物が生じた場合は、速やかに魚市場外に搬出して処理しなければならないこと。

第二十条 知事は、必要があると認めたときは、魚市場の場所を守らなければならない。

00080

(第3種郵便
物認可)

6

昭和37年9月15日 土曜日 鳥取県公報 (号外)第76号

7. 昭和37年9月15日 土曜日 鳥取県公報 (号外)第76号 (第3種郵便
物認可)

四 作業終了後、その作業に使用した施設を速やかに清掃しなければならないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、魚市場の施設を損傷する行為若しくは荷役能力を低下させる行為又は魚市場の秩序を乱す行為その他魚市場の機能を妨げる行為をしないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第一号

鳥取県営境港魚市場卸売人許可申請書

一 卸売人の住所、氏名、生年月日(法人にあっては、

その所在地、名称及び代表者の氏名)

二 申請の事由

三 事業計画

四 開業の期間

昭和 年 月 日から
年 月 日まで

五 使用料

六 指定仲買人の数

鳥取県知事 氏名 住所 殿

印

様式第二号

誓約書

鳥取県営境港魚市場卸売人として従事するうえは、関係法令を守り、誠実に業務を営みます。

右の関係法令に違反その他不つ合があったときは、相当の処分を受けても異議の申し立はしません。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏名 住所 殿

印

様式第三号

鳥取県営境港魚市場使用願

一 使用区域

二 使用目的

三 使用時間 月一日午前 時 分から約 時 間 分

四 荷さばき数量

五 使用料

六 その他参考事項

右のとおり、鳥取県営境港魚市場を使用したいので、

許可してくださるようお願いします。

昭和 年 月 日

可を受け卸業務を営なんでおりましたが、つ合により、
本日付で卸売人を辞退しますので、お届けします。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏名 住所 殿

印

様式第五号

鳥取県営境港魚市場施設き損又は滅失届

一 き損個所又は滅失

二 き損又は滅失の原因及びその日時

三 き損又は滅失による原形復旧計画

右のとおり、鳥取県営境港魚市場施設をき損(滅失)
しましたので、お届けしますから、何分の御指示をお願
いします。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏名 住所 殿

様式第四号

卸売人辞退届

昭和 年 月 日付第 号で、卸売人の許

鳥取県知事

氏名

殿

七 その他参考事項
右のとおり、鳥取県営境港魚市場を使用して卸業務を
営みたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第六号

仲買人

仲買人及びせり人届

(本籍地、現住所、氏名、生年月日、指定年月日、過去一ヶ年間の取扱高、他の卸売業者の指定を受けている場合は、その卸売業者名を記入のこと。)

せり人

(本籍地、現住所、氏名、生年月日、指定年月日、経験年数を記入のこと。) 右のとおり、仲買人及びせり人を指定しましたので、お届けします。

昭和 年 月 日

住 所 殿
氏 名

昭和37年9月15日 土曜日 鳥取県公報

昭和四年四月五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 制 所 癸 行 者 鳥取県鳥取市東町二丁目
鳥取県鳥取市栗谷町取
鳥取県鳥取市栗谷町取
鳥取県印制所